

■1次スクリーニングに用いた情報

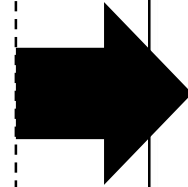
- 環境省の「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第1版）」（平成30年3月）に記載されている項目
- 「西海市」及び「新上五島町」のゾーニング計画で用いられた項目

分類		収集整理した情報	項目数
環境保全に係る情報	生活環境の保全に係る情報	保全対象（学校、病院、福祉施設等）、風車の稼働に伴う騒音の影響範囲、風車の影による影響範囲等	16項目
	自然環境の保全に係る情報	重要な地形及び地質、動植物の生息状況、重要な自然環境、景観、人と自然の触れ合い活動の場等	36項目
環境保全等の法令により指定された保護地域等の情報		自然公園区域、鳥獣保護区、世界遺産、文化財、海岸保全区域、風致地区等	29項目
社会的調整が必要な地域等の情報		漁業権設定区域、空港の制限表面、航路、港湾区域、航路、防衛関係施設、海上インフラ等	32項目
事業性に係る情報		風況、地形（水深、傾斜）、インフラ、既存及び計画中の風力発電所等	12項目
合計			125項目

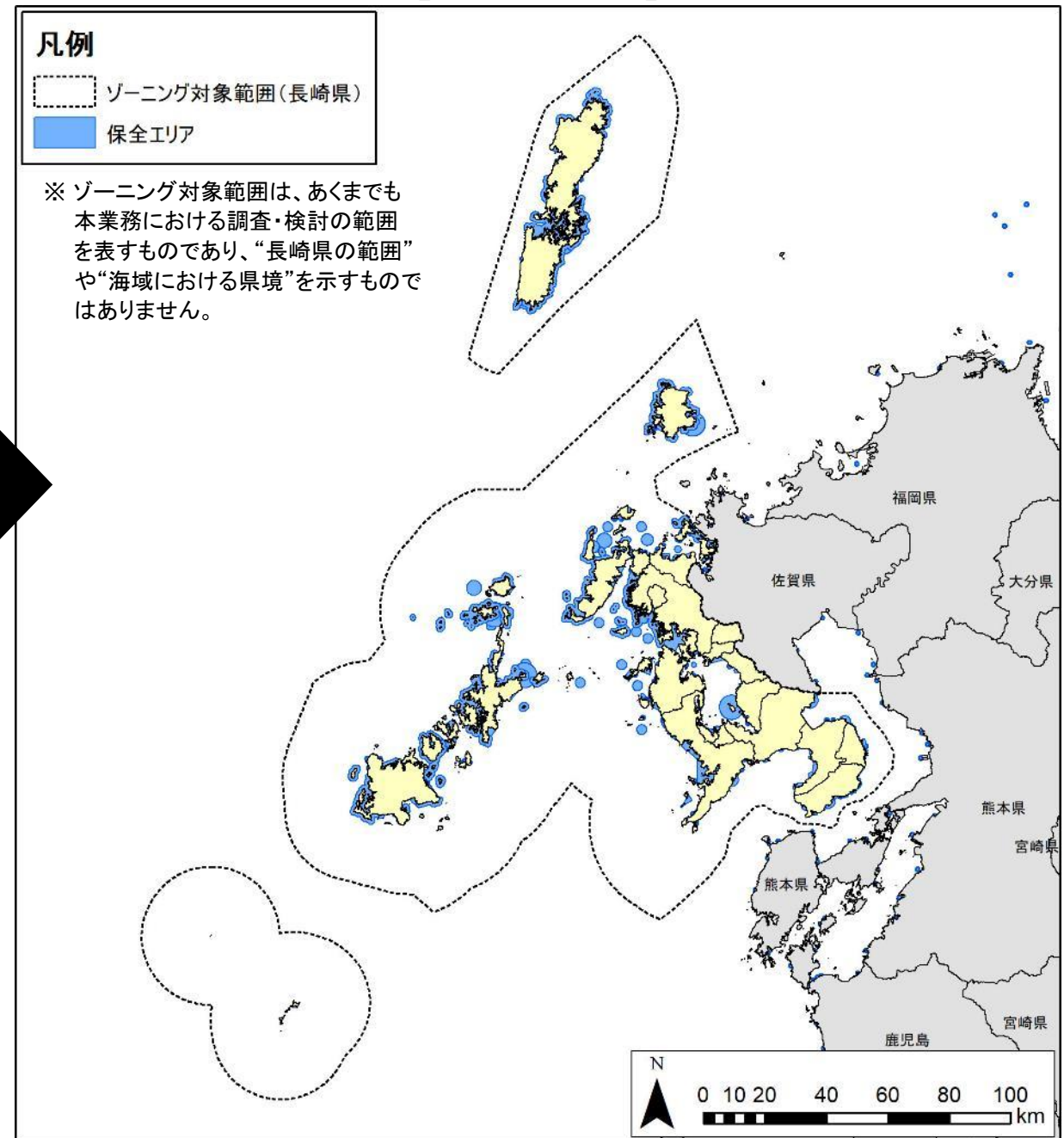
■保全エリアの設定

- 11項目を「保全エリア」に設定。

- 自然公園 (No.53)
- 世界遺産地域及び緩衝地帯 (No.59)
- 制限表面 (No.82)
- 港湾区域 (No.89)
- 港則法適用港 (No.90)
- 港則法錨地 (No.91)
- 港則法区域 (No.92)
- 漁港区域 (No.93)
- 港則法で定められた航路 (No.97)
- 開発保全航路 (No.98)
- 指定避難海域 (No.100)



【保全エリア】

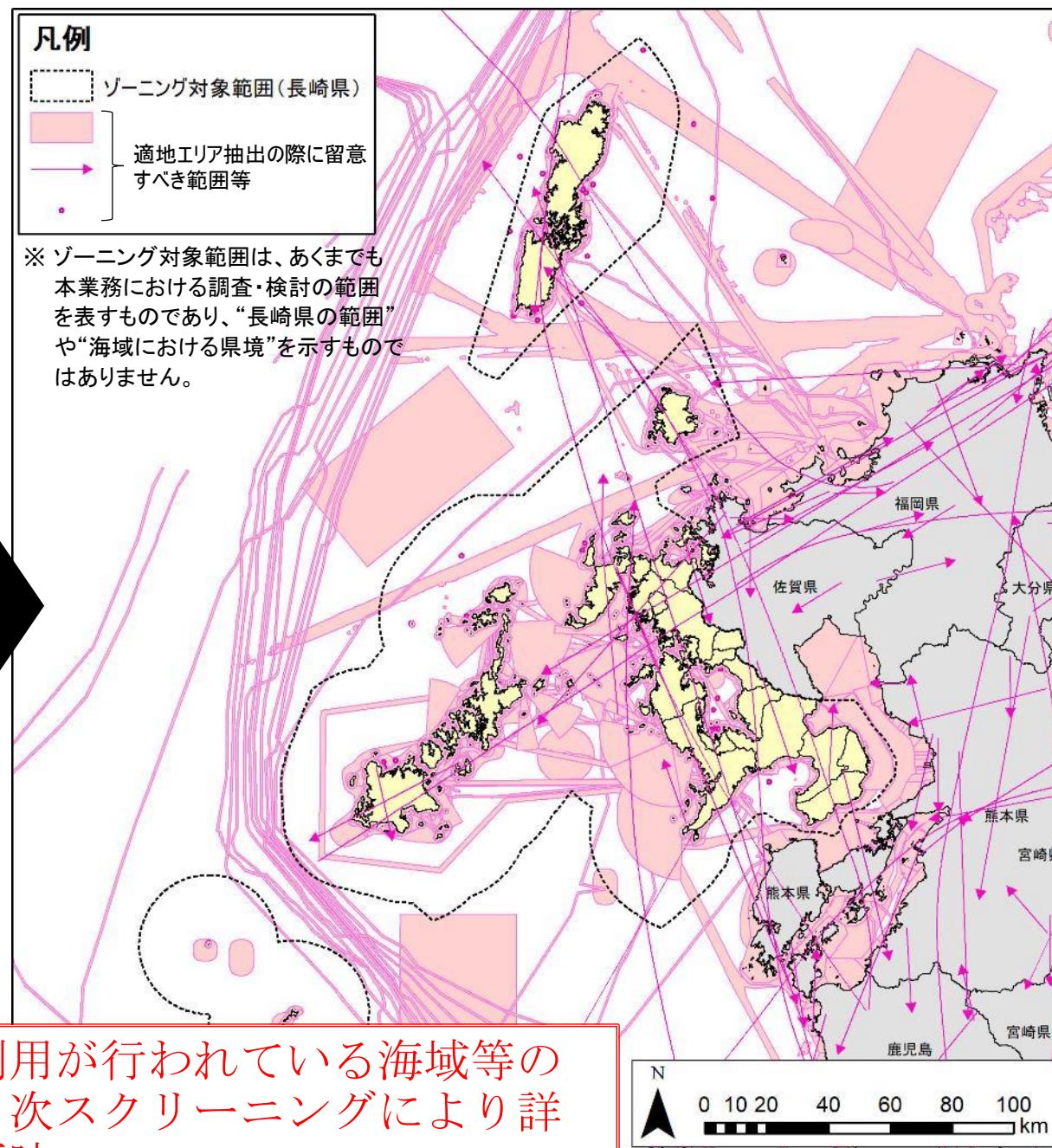


■適地エリア抽出の際に留意すべき事項の把握

- 26項目を適地エリア抽出の際に留意すべき範囲等に設定。

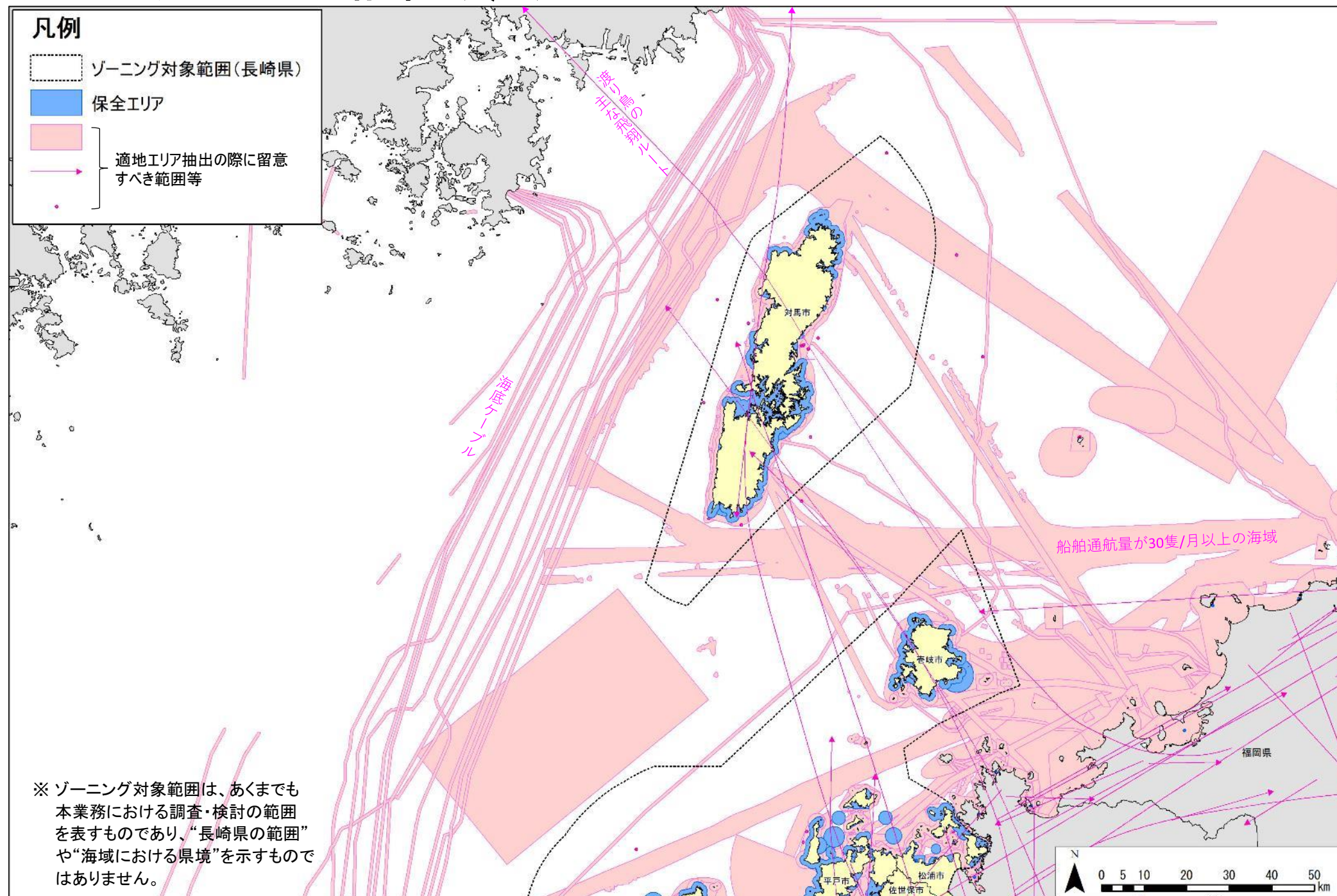
- 風車騒音の影響範囲 (No.8)
- 鳥類の主要な渡りルート (No.23)
- 海棲哺乳類の確認地点 (No.32)
- ウミガメ産卵地 (No.33)
- 干潟 (No.43)
- 藻場 (No.44)
- サンゴ礁 (No.45)
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域 (No.46)
- 主要な眺望点からの眺望範囲 (No.49)
- 世界遺産からの眺望範囲 (No.61)
- 海岸保全区域 (No.68)
- 低潮線保全区域 (No.69)
- 伝搬障害防止区域 (No.85)
- 波浪観測位置 (No.87)
- 漁業権設定海域 (No.95)
- 主な定期航路 (No.101)
- その他の航路 (貯蔵船曳船及び緊急放出時のタンカー航路) (No.102)
- 船舶通航量が30隻/月以上の海域 (No.103)
- 在日米軍施設・区域 (No.105)
- 自衛隊使用水域 (No.106)
- 灯台 (No.108)
- 灯浮標 (No.109)
- 海底輸送管 (No.110)
- 海底ケーブル (No.111)
- 海底ケーブル区域 (No.112)
- 海砂利採取範囲 (No.113)

【適地エリア抽出の際に留意すべき範囲等】

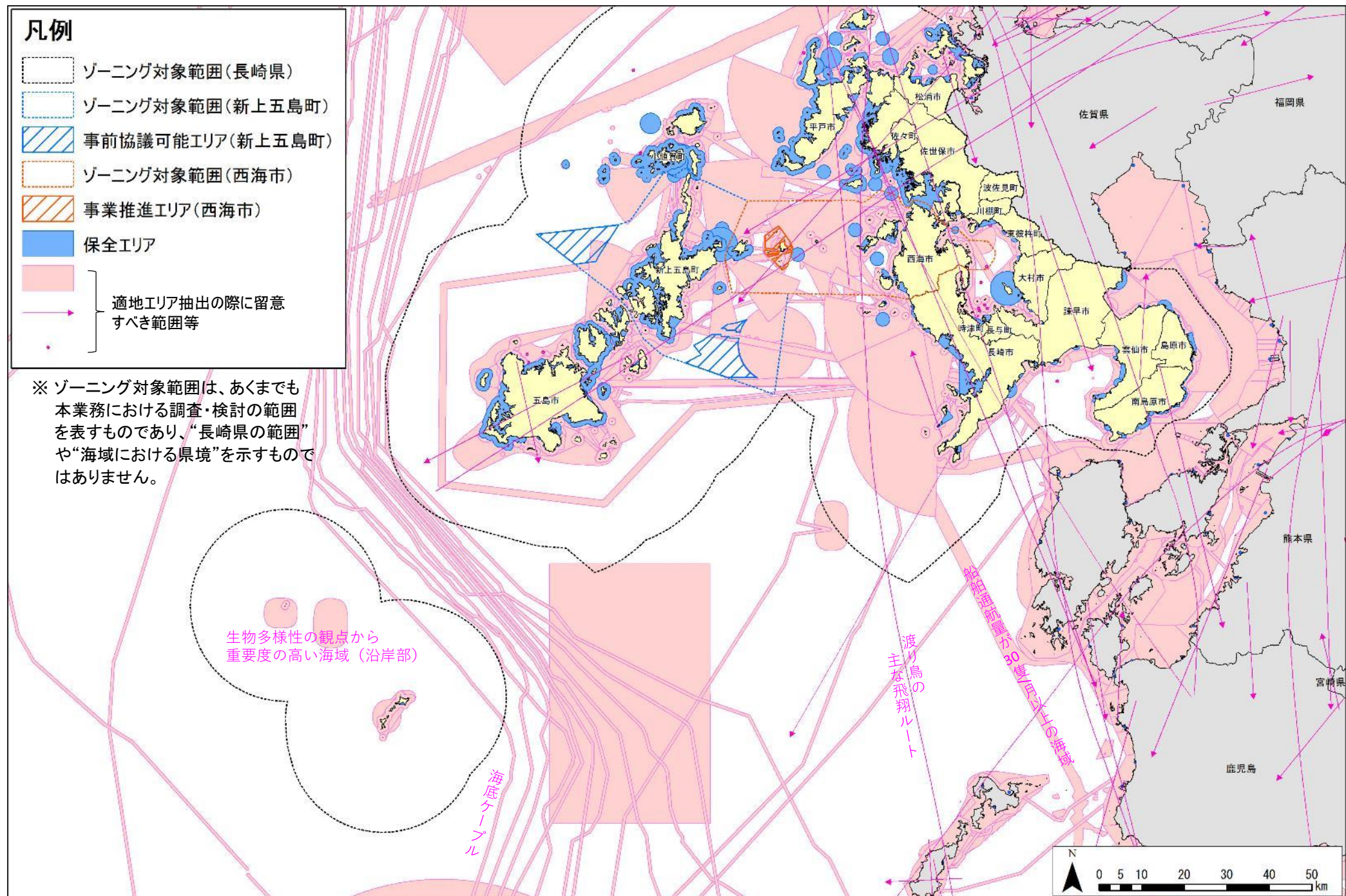


魚礁の位置、漁場利用が行われている海域等の情報については、2次スクリーニングにより詳細情報を把握して反映

■1次スクリーニング結果 (1/2)



■1次スクリーニング結果 (2/2)



■「適地エリア」の抽出

- ・ 1次スクリーニング結果より、以下の条件により「適地エリア」を抽出

- ① 原則として「保全エリア」を含まない海域であり、適地エリア抽出に際し留意すべき範囲等をできるだけ含まない海域であること。
- ② 一定規模以上のエリア(広さ)において詳細検討が可能と見込まれる海域であること。
- ③ 事業性を踏まえ、水深200m以浅、平均風速7m/s以上(高度100m)の海域であること。
- ④ 洋上風力発電事業の実施を仮定した場合の施工性や供用時の維持管理面を踏まえ、陸域に比較的近い海域であること。
- ⑤ 既にゾーニング計画が策定されている西海市、新上五島町の計画を踏まえた設定であること。
- ⑥ 地元(市町単位)に2次スクリーニング(詳細検討)実施の意向があること。

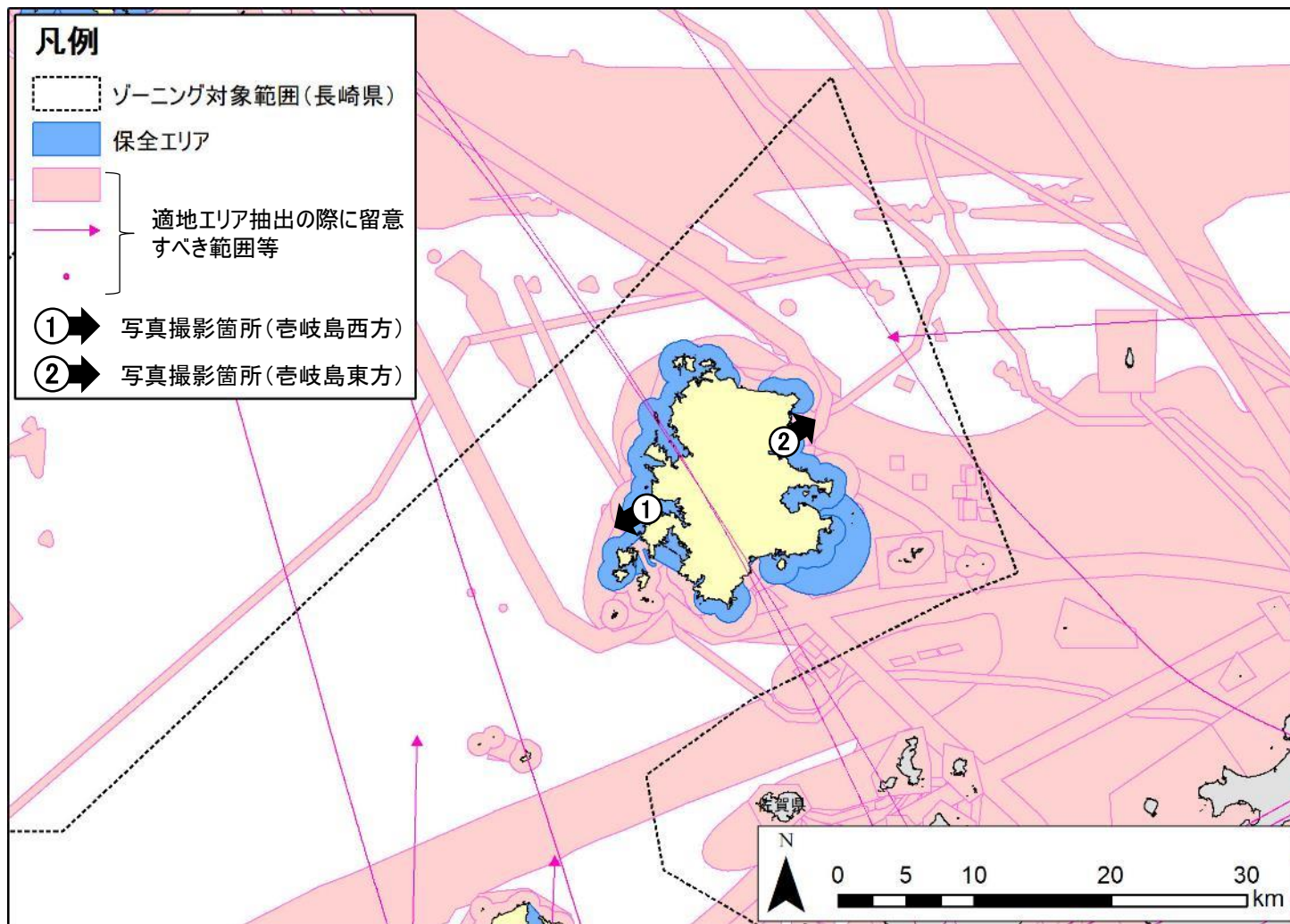
- ・ 地元関係者を含め、2次スクリーニング実施の意向がある旨を確認できた海域を「適地エリア」として抽出



「壱岐市」の周辺海域を「適地エリア」とし、次年度において2次スクリーニングを実施。

【適地エリア(壱岐島周辺海域)の概要及び設定根拠】

- 壱岐島周辺海域
- 年平均風速7.5～8.5m（高度100m）
- 水深50～100m
- 島嶼部以外は比較的緩やかな海底地形
- 陸域に近接しており良好な風況を得られる。
- 壱岐島東部には50m以浅の海域が広がっている。
- 「適地エリア設定の際に留意すべき範囲」が比較的少なく、一定規模以上の範囲を確保できる



■2次スクリーニング（「候補エリア」の設定）

「適地エリア」内において、現地調査や関係者へのヒアリング等により把握できた詳細情報（現地の実情）や事業性に関する留意事項を考慮し抽出。

適地エリア

①現地の実情の把握

✓ 景観に関する調査

- 主要な眺望点からの写真撮影
- フォトモンタージュ等を用いた予測・評価

✓ ヒアリング調査

- 漁場利用状況
- 鳥類や海棲哺乳類等の生物の生息・生育状況
- その他社会的調整が必要な事項

②事業性・施工性に関する留意事項の詳細検討

既存資料で収集した情報を基に、洋上風力発電の事業性に関する留意事項について詳細検討を行う。

（風況、水深、底質、工事船舶基地からの距離、揚陸地点までの距離、波浪・潮流条件、面積等により総合的に評価する）

候補エリア

■2次スクリーニング（「導入可能性エリア」の設定）

「候補エリア」内において、早期の事業化が見込まれ、事業による地域の活性化が期待できるエリアを選定する。

